

# 令和6年度木とふれあう木育推進事業 募集要項

令和6年4月4日  
大阪府環境農林水産部みどり推進室

## 1 趣旨

大阪府では、幼稚園、保育所、認定こども園等の子育て施設を対象に、大阪府内産木材の机、椅子及び木育教材等の導入を支援することにより、子どもの成育環境の充実を図るとともに、子どものうちから木材に接することで、その良さを体感し、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」を促進し、大阪府の森林の適切な育成と保全を図ることを目的として、木育基金を活用した「木とふれあう木育推進事業費補助金」を交付することとしました。この補助金の交付を希望する事業者を募集します。

## 2 事業概要

○補助事業の概要は別表のとおりです。

○詳細については、木とふれあう木育推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）をご参照ください。

## 3 募集の方法

- (1) 提出書類 木とふれあう木育推進事業実施計画書（実施要領 様式第1号）  
※実施計画書の提出により補助金交付が決定するわけではありません。  
下記の4、5に示すとおり、対象事業の認定後、交付申請を受けて交付決定を通知します。
- (2) 募集期間 令和6年5月1日（水曜日）から令和6年8月30日（金曜日）まで  
※提出前の事前相談として実施計画書の記載方法等に関するご質問に対応させていただきます。下記問い合わせ先へご連絡ください。  
※実施計画書の提出時に事業実施主体へヒアリングを行います。  
※募集期間内に実施計画書の提出・ヒアリングが完了することが必要です。
- (3) 提出先 大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課森林支援グループ

## 4 対象事業の認定について

提出された事業実施計画書の内容を審査し、予算の範囲内で本補助金を交付する対象事業を認定し、応募があった事業実施主体に通知します。（令和6年9月上旬を予定）

なお、応募額が予算額を上回った場合は、抽選を実施します。

## 5 交付申請・交付決定について

認定後、事業を実施するに当たっては、別途、補助金の交付申請が必要です。事業は、府からの交付決定通知の後に着手してください。交付決定前に事業に着手することで発生した経費は補助対象となりません。

## 6 その他

### 提出書類の様式等の電子ファイルについて

本募集要項、提出書類の様式及び実施要領の電子ファイルは、下記大阪府公式ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/midori/mokuiku2024.html>

### 問い合わせ先

|  |
|--|
| 大阪府 環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 森林支援グループ<br>住所 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16（大阪府咲洲庁舎22階）<br>電話 06-6210-9556 |
|--|

別表

|          |   |
|----------|---|
| 1 補助事業   | 木とふれあう木育推進事業  |
| 2 対象施設   | 大阪府内に所在する次の施設<br>(1) 幼稚園<br>(2) 認可保育所<br>(3) 認定こども園<br>(4) 地域型保育事業を行う事業所（保育者の居宅又は保育を必要とする子どもの居宅は除く）<br>(5) 企業主導型保育事業を行う事業所  |
| 3 事業実施主体 | 対象施設（1）から（3）の民間の施設設置者及び対象施設（4）から（5）の民間の事業主体   |
| 4 補助対象経費 | 対象施設内で子どもが日常的に利用する机、椅子、ロッカー、棚、下駄箱、パーテーション、木育教材、おもちゃ等 <sup>(注1)</sup> において、 <u>大阪府内産木材</u> を用いて作られた木製品（以下「木製品」という。）を導入する経費。 <sup>(注2)</sup>  |
| 5 補助金の額  | 補助上限額は1施設当り50万円（補助率：補助対象経費の1／2以内）   |
| 6 その他の要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入する木製品を<u>大阪府内産木材</u>で製作する確約があること。</li> <li>・ 導入する木製品は、原則、屋内で使用すること。</li> <li>・ 大阪府の森林や木材の利用などについて積極的なPRを行う観点から、木育活動を行うこと。</li> <li>・ 木材利用に関する情報（事業名、対象施設名、購入年月日、大阪府内産木材を使用したことが分かる標記（樹種）等）を示すラベル等を木製品に貼付すること。</li> <li>・ 導入する木製品が他の補助事業の補助対象となるものではないこと。</li> <li>・ 対象事業は補助金交付決定後に着手し、当該交付年度内に完了し、大阪府による検査を受検すること。</li> <li>・ 府が実施する効果調査（アンケート調査等）に協力すること。</li> <li>・ 対象施設において過去に本事業を実施していないこと。</li> </ul> |

(注1) 木製品を導入する経費は、木製品の購入経費及び運搬経費をいう。

(注2) 令和3年度より、大阪府の森林の保全に資するため、木製品の木材の産地を大阪府内に限定し、「大阪府内産木材」となりましたので、ご注意願います。